

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成28年6月23日(木) 午前10時00分～午前11時44分

休憩 午前11時21分～午前11時29分

会場 高浜市議事堂

1. 出席者

1番 杉浦 康憲、 2番 神谷 利盛、 3番 柳沢 英希、
5番 長谷川広昌、 6番 黒川 美克、 7番 柴田 耕一、
8番 幸前 信雄、 9番 杉浦 辰夫、 11番 神谷 直子、
12番 内藤とし子、 13番 北川 広人、 14番 鈴木 勝彦、
15番 小嶋 克文、 16番 小野田由紀子
オブザーバー (議長) 杉浦 敏和、(副議長) 浅岡 保夫

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

市民2名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
総務部長、行政GL、財務GL、行政G兼財務G主幹、
市民総合窓口センター長、市民生活GL、
福祉部長、生涯現役まちづくりGL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
都市政策部長、地域産業GL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

1 審査事項

(1) 議案第 49 号 平成 28 年度高浜市一般会計補正予算 (第 1 回)

(2) 議案第 50 号 平成 28 年度高浜市一般会計補正予算 (第 2 回)

2 報告及び連絡事項

3 協議事項

4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承願います。ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 去る 6 月 17 日の本会議におきまして当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり補正予算 2 件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

《議 題》

1 審査事項

委員長 当局から説明を加えることがあれば、お願いします。

説（総務部） 特にございません。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますよう、お願いいたします。

（1）議案第 49 号 平成 28 年度高浜市一般会計補正予算（第 1 回）

委員長 質疑を行います。

問（12） 49 号、公共施設の 21 ページ。公共施設のあり方計画推進事業の中に委託料として、勤労青少年ホーム跡地活用検討業務委託料、643 万 7,000 円が入っていますが、これは何に活用するための委託料なのか、お願いします。

答（行政 主幹） 委託料のことですけれども、勤労青少年ホームは、公共施設の総合管理計画推進プランの見直しにおいて、平成 28 年度からあり方の検討を行い、平成 31 年度に民間移譲し、南テニスコートを含めた跡地活用について、検討をすることとしております。合わせて高浜小学校等整備事業基本計画では、学校プールは民間スポーツ施設のプールを活用することとし、整備対象外とするとしているため、勤労青少年ホームの跡地活用にあたっては、屋内プールを

設置するなど、高浜小学校児童の水泳事業の受け入れができる機能を備える必要があります。このため、高浜小学校の事業契約を29年3月に予定しておりますので、これに合わせて学校プールの代替機能の方向性をお示しする必要があります。今回の委託を計上したものでございます。

問（12） それについては、民間に建てていただいて利用すると聞いていますが、それで間違いありませんか。

答（行政 主幹） はい、その方向で検討してまいりたいと、思っております。

問（12） そうしますと、民間の水泳を教える方たちに子供たちは教えていただくということになるかと思うんですが、それで間違いありませんか。

答（学校経営） 水泳の授業につきましては、基本、担任の先生がきちんと同行して、指導の内容につきましては担任の教諭が決めてやると。で、インストラクターの方につきましては、補助的にいろいろ御指導いただくということを想定しております。以上です。

問（12） インストラクターは補助的だというお話ですが、これまでのお話ですと、インストラクターの方が教えるというようにお話も出ています。で、学校ではインストラクターという方はいないわけで、教師の方々が水泳を教える。で、高浜市では、そういう形でインストラクターが補助的に入って教えるということになるかもしれませんが、そうしますと、高浜で例えば6年、教師をやっている、その間の、もう本当に自分、教師たちが、水泳について全ての子に泳げるようにするという姿勢で臨んでいるのと、例えば刈谷に転勤になったという場合に、また条件が変わってくるわけですが、そういう点ではどのように考えてみえるんでしょうか。

答（学校経営） 答弁が繰り返しになって申しわけありませんが、担任の先生が主で授業を運営いたします。ですから、どのようなカリキュラムを行うかということは、担任の先生が決めることになっています。そのカリキュラムに従って、インストラクターの方たちもしっかりと指導をしていただくということを想定しております。

問（12） ですから高浜市では、もし、そうなった場合にインストラクターの方が補助的とはいえ、教える、補助をします。ですけれども、よその市に行っ

た場合に、教師の方は高浜市だけで教師をするわけではありませんから、よそのところに行った場合に、やはり変わってくるわけですね。そういう点では、どうかということをお聞きしているんですが。で、それと2時間を一単位として、これからやっていくんだというお話が以前ありましたが、2時間を一単位ということは、1年生にはとつてもきついのではないかということが心配されますが、その点ではどうなのでしょう。

答（学校経営 主幹） まず、一つ目の他市へ行った場合の件であります。基本的には教員というのは、その属している市の中で異動しますので、他市へ異動ということは、その後のことについては、想定は基本的にはしていません。今回のような取り組みをすることによって、仮に他市へ行った場合に困るというようなことはないと考えております。それから1回で2時間分の水泳授業を確保するという件であります。年間の水泳の授業時間は10時間ということとあります。当然、外部施設に行くのに、行き帰りに時間がかかりますので、なるべくそこでの時間的ロスを軽減させるためにも、10回、行き帰りをするのではなく、5回の行き帰りで10時間分を確保したいと考えております。1度の水泳指導で、着替えの時間、準備運動、整理体操、その他いろいろ考えますと、実質プールに入っている時間というのは20分前後であります。そういうことから考えますと、途中の休憩時間等を十分とりまして、一度の行き帰りで2時間の水泳時間を確保するという事は、特段、子供への負担にはならないと。もちろん、そのときの状況にもよりますが、負担にならないように考えながら推進していくつもりでございます。

問（12） そんなに教師の側にも負担にはならないというお話ですが、でもインストラクターの方が補助をしていただくということがありますと、教師の皆さんも以前、答弁の中で、なかなか教えることが難しいというお話が出ていました。で、インストラクターの方が補助をしていただくとすると、かなりその教える能力といいますか、教える技術といいますか、そういうものがなかなか個人の、教師の工夫に繋がっていかないのではないか。教育から水泳が抜けるのではないかという懸念があります。で、そういう点ではどうなのかということと、部活の練習だとか、それから特に、高浜小学校の場合は幼稚園の方たち

もプールを今のところで水遊びを、プール遊びをしてみえるそうですが、そういう面ではプールが敷地の中から出てしまうということになりますと、できなくなってしまうわけですが、そういう点ではどのように考えてみえるのでしょうか。

答（学校経営 主幹） 先ほども申し上げましたが、指導内容につきましては教師で考え、インストラクターの補助を受けながら行ってまいりますので、水泳授業の中身に関する質の低下はないものと考えております。

答（こども育成） 幼稚園のプールの件ですが、先日、御答弁申し上げたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

答（教育長） 内藤委員が御懸念されている教師の指導力の件ですが、教師は全てに指導がたけているわけではなくて、水泳はやっぱり、水泳のインストラクターという人は、その道のプロでございますので、その道のプロが指導するところを見て学ぶことも、多々あると思います。従いまして、指導力が劣るのではなく、逆に指導力が上がるのではないかと、私なんかは考えています。以上です。

委員長 ほかに。

問（16） 今の点で1点だけお伺いしておきたいのは、将来的に例えば5つの小学校のプールが廃止されて、1箇所に集中するとなりますと、1年生から6年生までが、5つの小学校が利用するというときがくるはずだと思いますけれども、今、週に2回ぐらいプール、水泳の時間が設けられていると思いますけれども、そこら辺、1校、2校であれば問題ないと思いますけれども5つの小学校、また、中学校もということになるとそこら辺、大勢の子供たちが1週間のカリキュラムの中で、きちんとプール、水泳の学習を、今までの時間を縮小することなく、きちんとそこら辺は担保できるのか、ちょっと心配になったのでお伺いします。

答（学校経営 主幹） 今回の高浜小学校は、1つのモデルプランとして実施をいたします。高浜小学校のプール、民間の施設を使ったプールの水泳授業の様子を見ながら、今後のことも検討していくということになっておりまして、今すぐに5小学校、2中学校全て民間に移していく方向というわけではござい

ません。高浜小学校の今回の取り組みを踏まえて、今後のことについては考えていくという方向であります。

問（16） わかりました。それから勤労者青少年ホームですけれども、これを廃止して、プールの機能をここへ移転するという事なんですけれども、青少年ホームの中には、中高生の居場所事業ということで、あそこにバンドグループで演奏をする場所が確保されていると思うんですけれども、その機能は一体どうなるのか、今後どのように考えてみえるのかお伺いします。

答（文化スポーツ） 中高生の居場所ということでございますけれども、青少年ホームの廃止を見据えまして、今年度、居場所は廃止をさせていただいております。で、バンドの練習ということでございますけれども、例えば美術館のスタジオですとか、ほかの施設でも練習することはできますので、そういったところで、また活動を継続されたいということがあれば、相談に乗りながら対応をしてまいりたいと考えております。

問（16） あそこは、防音装置がきちんと整えられておりますので、かなり人氣が、当初すごく人氣があったと思うんですけれども、利用状況というのは、どれぐらいなんでしょうか。

答（こども未来部） バコハの件なんですけれども、今、バコハに所属している人員は1名なんです。ほとんど活動がないような状態で、今年2月にバコハ委員会を行いまして、そこで一応、廃止ということで、今度は場所を提供するんじゃないくて、ハード面ではなくてソフト面で集まっていこうというような形になりましたので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

問（5） 同じく、勤労青少年ホーム跡地活用検討業務委託料で、先日の私の一般質問の件の続きというか確認ですけれども、この委託料を出す前に、やっぱり市としての基本方針をしっかりと固めて、委託へ出すと思うんですけれども、ちゃんと基本方針をつくるときに市民の皆さん、関係団体の皆さん、そして利用者の方々としてしっかりと調整、連絡を行って、つくるということでよろしいでしょうか。

答（こども未来部） 先日の一般質問で答弁をさせていただいたとおり、今年

度中に説明し、利用者の方の意見を聞きながら、やっていきたいと思っています。

問（５） わかりました。ぜひ、しっかりと関係団体の皆様とか、利用者の方々
としっかりと調整、連絡を密にして、いい委託料にしていきたいと思いま
す。以上です。

委員長 ほかに。

問（13） 学校プールの民間委託とか、民間活力の利用というものには理解を
しておるんですけども、先ほど来の答弁にもありましたように、これ、モデル
事業ということで進めていくと、きょうの議案第50号に高小の件が入って
くるんで、なかなかやりにくい、質問しにくい部分でもあるんですが、結局、学
校のプールということで、高小はプールをなくして、この青少年ホームの跡地
に民間にプールをつくっていただいて、その利用ということになると、これ、
どう考えてもセットで進めなければ、モデル事業になりませんよね。

そういう部分でいうと、ここに対するこれは委託料ですから、まだまだ先の
部分であると思いますが、一番、懸念するのは、プールを絶対に運営してもら
わなければいけない。ということは、そのために向こうがこういう条件もいる、
ああいう条件もいるよということに、上乘せになってくるという可能性とい
うのが懸念されると思うんですよ。ですから、今、青少年ホームの中でいうと、
例えばバコハの活動みたいなものというのは、これはスポーツとは若干違うん
で、例えばテニスコートですとか、それからこの主要・新規の中でいうとス
ポーツ拠点施設みたいな書き方も一部ありますよね。そうすると、その中で
高浜市内に、例えばあるスポーツのいろいろな施設の部分を、これもやらせて
ほしい、あれもやらせてほしいという民間の提案があるからプールをつくって、
学校の部分を受け入れますよという話になる可能性も、すごく心配なんです。

それからもう一つは、先ほども質問がありましたけれども、例えば1校の学
校のプールだけではやれませんよと、将来にわたって最低、小学校は5つある
んだから、5つの学校の生徒さんが使ってくれるんであればやっていきましょ
うというような形の可能性もあると思うんですよね。で、これは委託ですから、
そういう調査も含めて、民間が手を挙げてくれるのかどうかというところも含

めて答えが出てきて、ようやく、なんといいですか基本的な考え方を持って、募集要項にそれを広げていくという形になると思うんだけど、そのところは少しまだ見えにくいのかなという気がしてならないんですよ。事前の調査が結局、小学校の整備というのが、1年、2年でやれるものじゃないものですから、まだまだ少し時間があるといえども、議会の中に同じ段階でこうやって出てきてしまうと、どうしてもそれは合わせ持って、我々は考えなければいけないのかなという気がします。一度その部分で、高小も心配なんですけれども、これは議案第49号ですので、その青少年ホーム跡地利用のところの、市の、その基本的な部分、先ほど議員からの質問もありましたけれども、市民の意見を聞くとか、利用者の意見を聞く前に、そのもう1個、前段階のことを、私としては聞かせていただきたいなということをするものですから、質問をさせていただきます。御答弁をいただければと思います。

答（行政 主幹） ただいまの御質問ですけれども、委託のスケジュールにつきましては本年度、28年度に市場調査、リスクですとか事業効果の検討。29年度は跡地活用の提案募集などを行いまして、30年度に民間の施設整備。31年度に小学校の第1期の供用開始に合わせて事業を開始するようなスケジュールを考えております。それで民間、今回の青少年ホーム跡地活用につきましては、学校のプールの授業に支障がないことですか、市との長期契約に支障がないことなど、民間さんがどのようにやっていただけるかということ、今回の委託の中で市場調査をいたしまして、その委託の内容の意見を参考にして、ただいま質問にあったような内容のことを本年度、検討をしていきたいと考えております。

それで、市民の方の御意見をということで、説明をということがございまして、高浜小学校の整備に合わせて、高浜小学校が事業契約の後にどのような設計をしていくかということで、いろいろ関係団体さんと協議をしていくこととなると思いますので、それに並行してプールの整備の内容についても行っていきたいと考えております。

問（13） よくわからないんですけれども、要は、高小はモデル事業であるからということ。それから、この青少年ホームの跡地利用でいう、民間の方々に

お願いしてプールをつくっていただいて、そこを学校のプールとして利用していくという、これが基本として行政、高浜市は揺るがない思いであるということとは決定しているんですという部分を言ってもらわないと、進みませんよね、両方とも。調査して行って、事業者が手を挙げる可能性がゼロだったら、高小にプールをつくるんですか。その部分をまずお聞かせいただかないと、いけないんじゃないかなという部分を思っただけの質問なんですけれども、いかがでしょうか。

答（総務部） 少子高齢化社会に入りまして、税収の伸びというものは、これまでのように右肩上がりではないと、そうした中で扶助費等も年々増加しております、その市の財政というのは、今後、ますます厳しくなることが予想されます。そうしたときに全ての公共サービスを、全て市が担うのではなくて、民間の活力を導入して、民間に任せられるところは民間に任せて、その施設を部分的に市が借りるということであれば、市の公共投資というものも少なくなってきました。そうした財政上の問題と、市が進めております公共施設のあり方、こういったことを総合的に勘案しまして、市の公共施設総合管理計画の中でも、公共施設のあり方の有識者を含めた委員会の中でも、民間活力の導入ということは御提案をいただいておりますので、そういった方向性に沿って進めていきたいと思っております。

問（13） 十分に理解をして、別段、その反対をしているわけじゃないものから、私自身は。わかっておるんですけれども、結局、基本的な姿勢を持って、市民の方々、あるいは利用者の方々、それから今、スポーツに携わっているの方々、そういった方々の意見を、基本的な姿勢を持って聞かなければ、この意見もこの意見もで、結局まとまるものもまとまらなくなってしまうと思うんですよね。そうすると、根本的に、公共施設の総合管理計画に基づいた高浜市の、今後の公共施設の整備に関しても、揺るぎが出てきてしまうんじゃないかなということを感じるものから、それはしっかりと持っていただくべきだと思うんですよ。

当然、それでなければ、もう、ゼロベースでアンケートをとって、今からやりますだったら、これはもう全く違う話になってしまいますので、そこを一つ

しっかりとお伝えいただきたいと。答弁はいりませんので、ぜひそれをお伝え
いただいたうえで、当然これは、今回、委託料ですから、委託先にもそれをき
ちんと伝えていただいて、そうすることによって、より良い提案が出てくる、
あるいはいろいろな業者さんから、いろいろ手が挙がって、競争性も高まって、
サービス効果が上がったりとすとか、コストパフォーマンスとして高浜市側に
返ってきたりだとか、というところに繋がってくると思いますので、そののと
ころだけ、しっかりとお願いしたいと思います。

答（副市長） 私ども、この委託料の前に、事前の市場調査的なことをやって
おります。で、やはり民間がスポーツジムを運営するということは、一般的に
プールとマシンジムと、それから一定の体を動かせるようなスタジオというの
が、これは当然、必須としてあるということでもあります。ですので、私どもと
してはその中で、市も有効に活用できるものはないかという検討と、今、青少
年ホームのところにはテニスコートがありますので、その機能についてはぜ
ひとも担保をしていただきたいといったところが前提であります。先ほど、小
野田議員からプールのお話がありました。ぜひとも私どもとしては、この高浜
小学校のプールを成功させ、あとの学校に波及させていただきたいと思ってお
りますが、期間については温水プールがありますので、2カ月、3カ月のうち
に10時間やるということではなくて、年間を通してやることができますので、
十分プール1つでもやることができるんだらうと、想定はいたしております。

問（13） わかりました。もう1つ、これは今、高小の件と、それから青少年
ホームという部分で話が出ていますけれども、テニスコートもそうですし、プ
ールもそうですし、それからほかの、今、副市長が言われたように、例えばジ
ムだとか、いろんなものが入った場合に、これは民間事業者が運営するところ
であるにしても、高浜市内にあるということは、これをどう財産として使って
いくかという考え方もあると思うんですよ。

ということを見ると、例えば介護予防事業ですとか、そういったものが今
後、例えば要支援が介護保険からはずされたりだとか、ということが想定され
る中で、新しい総合事業の中でどう使えるのかという目線も当然、出てくると
思うんですよね。だからこそ財産になる可能性があるんだと思いますので、ぜ

ひとも青少年ホームの跡地だから青少年のためのものだとか、高小のプールをそこにつくってもらったから、高小の、小学校だとか中学校の生徒さんのことを思ってとかいうだけではなくて、今、言ったような高齢者ですとか、市民の方々の健康増進、そういった部分も含めた中での提案というぐらいの基本姿勢を持っていただくことを要望したいと思います。

答（副市長） 現行、いきいき広場にマシンスタジオがあるということで、私どもとしては、その民間提案のジムが、どれぐらいの広さのものが提案されるかによって、当然、変わってくるんだろーと思っっているんですが、一つ気にかけておることは、通常、民間のジムになると会員制というものを敷かれると思います。で、そのときに、いつそのジムへ行っても利用者が多くてなかなか使えないということがあると、やはり経営上の会員を募集するにあたってのマイナス項目になりかねない部分もあるので、そういったところをトータルで考えて、やっていきたいなどは考えております。

委員長 ほかに。

問（3） いろいろと詳しく皆さんのお話を聞いていてあれなんですけれども、先ほど平成 29 年度が提案募集というようなお話をちょっと伺ったんですけれども、で、平成 28 年度が市場調査とリスクの関係とかいう話で、実際この検討業務委託を出しまして、実際、こういう形でという、例えば提案募集に入る前段階とかで、どういう形で報告みたいなものが委員会等にも出てくるのか。いつごろ出てくるのか、そこら辺も少しわかれば、教えていただきたい。

答（行政 主幹） 経過につきましては、特別委員会で、小学校の整備に合わせての報告になっていくと思います。

問（3） そう言われるとは思いますが、大体、いつごろとか、目途かなんかが、もしわかれば。

答（行政） 今年度、この委託を御議決いただいた後に、いろいろな検討等々させていただいて、29 年度、来年度に民間事業者さんに募集をかけます。で、その際には、これまで庁舎にしてもそうですし、高小にしてもそうですけれども、当然その募集要項とか、そういったものはまた、こちらの特別委員会にはお示しをさせていただいたあとに募集をかけるというような形になるかと思

います。ですので、29年度のできれば早い段階ではいきたいと思うんですけども、その状況に応じてという形にはなろうかと思えます。

問(3) 29年度の早いうちということは、来年度。今年度じゃなくて来年度。はい、わかりました。で、あと先ほど、ほかの委員さんからもお話があって、バコハの関係もあったんですけども、今ちょうど、参議院選挙中ということで、投票所という場所にもなるんですけども、そこら辺は、どう考えているのか。

答(総務部) 今、民間の保育園をお借りしているところが複数ございます。投票所については、募集を求めている中で、そういった条件を一つ付するというのもございますし、今後、検討してまいりたいと考えております。

意(3) よろしくお願ひします。自分が使っているのも、あそこの投票所になりますので、ちょっと気になったという点もあります。で、先ほど、同じ会派の北川委員からもお話がいろいろありましたけれども、総合管理計画の中を見ると、公共施設等も含めて、他市ともいろいろ連携を考えていきながらということもありますので、そこら辺も含めて、市内だけで全部終えようと思うと、結構手いっぱいになってくる部分もあるので、結構まだいろいろ、図書館とかでも他市が使えるようになっておりますので、そういったところも全体的に考えながら進めていただければなと思えますので、よろしくお願ひします。以上です。

委員長 答弁はいいですか。

意(3) いいです。

委員長 ほかに。

問(11) プールの件でちょっと確認させていただきたいんですけども、プールが1年間に10時間しかないとおっしゃいました。で、それを2時間くっつけて、5回の機会しか与えない、それで、その学年ごとの目標に達するようなことが、全てできるようになるのでしょうか。その確認だけ、一つお願ひしたいと思えます。

答(学校経営 主幹) 年間で10時間の授業時間を行っているということから、1回で2時間を行ってはと考えました。必ず確保できるかと言われれば、それ

は子供によって伸びの幅というのはいろいろありますから、確保できるように最大限、努力するという言い方になりますが、御了解いただきたいと思います。

問（11） 机上の説明だと、それでもできるのかもしれませんが。普通に考えて5日間の2時間、多分、これ2時間じゃなくて移動時間も含めるので、5時限分の10時間を確保できずに8時間になるとか、6時間になるとかと、多分、少なくなると言うんですよね。少なくなった時間の、そのチャンスが5日、5回しかチャンスがない中で、本当にそれができるのかというと、やっぱり心配になりますので、その辺の手立てはもう少し考えていく中で、その、もちろん子供たちの成長との兼ね合いとか、水泳能力の兼ね合いもありますけれども、その、水泳スクールに行かなくても、学校の授業の中だけでも泳げるようになるような、そのインストラクターの方を付けるから、そういったことも含めて指導ができるんだよということも含めてなのか、どうお考えなのかもう一度、すいません、私は理解がちょっとできません。

答（教育長） 現行10時間でやっていることは、その2時間の5回分で、合わせれば10時間ですので、それは何ら変わらないと思います。往復の時間とかそういうのを除いて、2時間という時間を確保した日程にするように運用させていきたいと思っています。それから、5日というのと、10日というのがありますが、水泳のような技能中心のものについては、毎日ということも大事なことなんです、集中的に指導する、指導を受けるということで、より進歩が見られる場合が多々ありますので、その辺のところも、今、現行と比べて遜色はないと判断しています。以上でございます。

委員長 いいですか、ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第49号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第50号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。質疑はありませんか。

問（12） 議案第50号、補正予算説明書の21ページ、商工会移転改修工事費1,199万3,000円と、商工会等物件移転補償費5,587万8,000円、大変、大きな金額が計上されていますが、これは要するに中央公民館をそのまま残せば、この費用は必要ないということだと思えるのですが、その点ではどう考えてみえるのか。それから、先日も言いましたが、これみんな全部、基本目標が「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」となっていますが、これらの説明、市民に対する説明が不十分なまま来ていると思うのですが、そういう点では、どのように考えてみえるのかお願いします。

答（都市政策部） 今、商工会に関する移転の費用がということでございますが、これはもう、先に議決をいただいている公民館等の設置に関する条例とで、廃止についても既に議決をいただいておりますので、それに基づいた補償、また改修工事と、御理解をいただきたいと思います。それから、私どもの話の中で今、基本目標で「みんなで考え みんなで汗かき」というようなお言葉が出ましたが、商工会部分について申し上げるのであれば、商工会はその市民の方1,100余の会員の方がおみえになって、そこはきちんとこういった内容もお示しをさせていただくということで、御了解を得つつ御説明をして臨んでおりますので、よろしく願いいたします。

答（総務部） 2点目の、市民説明が不十分ではないのかという御質問でございますけれども、市の方向性といたしましては、学校を地域のコミュニティの拠点として位置づけ、他の施設との複合化を視野に入れた、施設の改修、建てかえを行うということにつきましては昨年度も、5小学校区で実施した市民説明会のアンケートでは、学校施設への複合化や集約化を図るべきだとされた市民の方が68%いらっしゃいます。こうした市の方向性に対しては、多くの市民の方に御理解をいただいているものと考えております。

問（12） その次に移りますが、債務負担行為で高浜小学校の整備事業が載っています。これは主要・新規事業の概要でNo.4、7ページですが、先日のお話ですと、要するに事業者の自由な発想を損ねるので、この金額が52億500万円という金額なんです、これについては、細かい数字は公表できないというお

話がありました。ですが、PFIの事業契約というのは、公共サービスについての契約であって、その状況といいますか地方議会の調査権の対象ともなっています。それから、住民にも情報公開され、民主的な統制を受けるべきものだと思うんですね。そうでなければ、長期間にわたり多額の財政を支出することは正当化されませんから、情報公開が拒否される企業秘密として科学的、技術的な面がこれにあると主張されることもあります。少なくとも地方議会に対しては、資料を示して技術内容や対価の正当性を説明できなければ、そのような科学技術を地方自治体として対価を支払って採用することはできないと思うんです。そういう点でどのように考えてみえるのか、お願いします。

答（行政） 先の総括質疑でも御答弁させていただいたとおりでございますので、よろしくお願いたします。

委員長 ほかに。

問（5） 議案第50号の商工会等物件移転補償費と商工会館建設費補助金についてお伺いします。先日の総括質疑でさまざまな質疑がありましたが、もう少し詳しく説明をお聞きしたいのですが、商工会についてのみの物件移転補償費の算出の根拠と建設補助金の算出の根拠について、お聞かせください。また、商工会に併設する中央公民館は国、県への補助金返還金はないということだったのですが、商工会は国、県への補助金返還金があるということで、その金額は760万円と確定しているのかどうか、また、県、国のどこの部局に返還するのかなど、確認してあるのか、その辺を具体的に教えてください。

答（地域産業） 商工会館の取り壊しに伴い、商工会に対して補償を行うということにつきましては、総括質疑でその詳細については御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。補助金の返還につきましては、先の総括質疑でも御説明をさせていただきましたが、昭和55年度小規模事業経営支援事業費、こちらで国、県より2,000万円の補助を受けまして、こちらに対しての返還の必要があるかどうかというものにつきましては、愛知県西三河県民事務所の産業労働課を経由しまして中部経済産業局に事前協議を行っております。それに基づきまして、補助金の返還額を計算させていただきましたところ、754万7,234円の返還が必要だという形でお答えをいただいておりますので、それ

に基づきまして今月の頭に、国に本申請をさせていただいております。

問（５） わかりました、ありがとうございます。ということは、その補助金の返還額が変動したならば、その商工会に出す補助金の額というのは、変わるということで理解してよろしいでしょうか。

答（地域産業） 補助金の返還額としては、大きく変わることはないと考えております。ただ、本申請の結果によって、また修正等が加われば、変動する可能性はあるとお答えさせていただきます。

問（５） ありがとうございます。で、もう一点、確認をしたいんですけど、今と同じ建物を建てるといくらになるかという価格に、建物等級と経過年数による定められた率をかけて、その値が再建築価格になり、この再建築価格が補償額になるという理解でよろしいでしょうか。

答（地域産業） 補償額につきましては、商工会に提示させていただきました金額としましては、いわゆる今、委員がおっしゃられたような再建築価格金額と、商工会がいわゆる営利活動を行う上で経費として、減価償却費として上げている、元になる資産台帳上の残存価格という２種類の金額を提示させていただきました。今回、再建築価格については約１億１１１万円ほど。で、補償の対象として商工会に選んでいただきましたものにつきましては、いわゆる建物の残存価格、資産台帳上の残存価格ということで、４、３８０万円ほどを選択していただいておりますので、そちらの４、３８０万円ほどのものが建物に係る、いわゆる取り壊しによる除却損に該当するものとして、相当するものとして補償させていただいておるということで、御理解いただきたいと思います。

問（５） ということは、その額が全体の補償額になるという、簡単に言えばなるということで、国、県への補助金返還金 760 万円を除いた額、つまり物件移転補償費の約 4,500 万円と、建設補助金の 5,700 万円の約 1 億 200 万円が商工会への補償額ということになると思います。私が 1 点、疑問に思うのは、この 760 万円の国、県への補助金返還金まで、市が負担しなければいけないのかということです。なぜなら、先ほど申し上げましたように、一般的な補償のあり方として、再建築価格がイコール補償額になるということなので、その補償額の中に国、県補助金の返還金も含まれていると考えるのが一般的な考え方だ

と私は理解しますが、その点について市はどのように考え、上乗せして補償費を計上したのか教えてください。

答（地域産業） 先ほど委員がおっしゃられました、いわゆる債務負担行為に係る5,700万円につきましては、こちらは補償ではございません。補償につきましては移転補償としまして、今回、追加補正させていただいている5,200万円ほどの金額が、いわゆる商工会に対する補償費とさせていただいております。5,700万円につきましては、将来、商工会を新たに建てる際の補助金として今回、計上させていただいておりますので、その点、誤解のないように御理解いただきたいと思います。で、また、補償費、先ほどの4,500万円に760万円の返還金を上乗せしたということで御質問がございましたが、こちらは私ども市としましては、商工会に移転の交渉を行う際に、商工会に対して今回の移転によって、得も損も生じないような形で移転をお願いしたいと、お話をさせていただいております。で、その得も損もしないというところを、どこをよりどこにするかというところの中で、今回、建物の除却によって除却損となる損の部分については、建物の補償としてさせていただきます。

その他、移転費用等につきまして上げさせていただきます。で、補助金の取り扱いなんですけれども、いわゆる国庫補助金に対して、企業会計原則の考え方から見ますと、一般的には建物を建てるために得た国庫補助金等につきましては、その得た年度で、実は会計処理としては、特別利益として計上することが定められております。ということは、その建物に対しての補助金については、その利益として、その組織にお金が入ってくるよと、得として入ってきますよというような解釈になります。では、その建物を取り壊したときに、ではその取り壊しに対して発生する返還金というものは、会計上、企業会計上、どう取り扱いをするかと言いますと、特別損失という形で計上する形になります。商工会に対しても、この損益と考えて、その損に該当するものを、市は補償するよという考えに基づきまして、今回、取り壊しの返還金につきましては、市が移転をお願いしたことによって発生する損という位置づけの中で、補償をさせていただいていると、御理解いただきたいと思います。

問（5） ありがとうございます。先ほど申し上げたのは、再建築価格イコー

ル補償額と、約1億200万円が商工会に対しての全体の補償額になるという理解で、名前を変えた、補助金という名前がついていますけれども、名前を普通に変えれば、その4,500万円と5,700万円を合わせた額を商工会に渡す額ということで理解をしておりますけれども、で、ちょっと、ここが重要なところで、客観的な意見が聞きたくて、国土交通省の土地・建設産業局に確認したところ、国、県の補助金返還金まで市が負担することは、正直びっくりです。市民の説明に困りませんかという回答が返ってきました。あくまでこれは、客観的な意見であり、市の実情によるものなので、法的には問題ないということでした。従って非常に重要なのは、何に基づいて支出するのか、しっかりと説明責任が果たせるか、このことだと思っております。その点を踏まえてもう一度、説明をよろしくお願いします。

答（都市政策部） 今、国へも確認をしていただいたというような御意見をちょうだいしましたが、実はこれ、よくよく考えていただければ、高浜市がそういった事業をしていく上で、商工会さんの、逆にお立場になれば、そこに対して、きちんとした納得が得られるかという話です。先ほどの答弁と同じになりますけれども、基本的には私どもがそういう御提示をする、その中で商工会は過去にそういった補助金をいただいておって、それを途中で国にきちんと申請を出して、今、750万円、760万円のお金を返さなくてはならないということになっておるわけですから、その部分に対して、それをなくして、補償額が云々というお話を先ほどされておりますが、1億200万円というのは、あくまでも補償というのはセットでということではなくて、5,700万円については今の考え方で申しますと、商工会さんがあくまでも建物を建てられた場合ということで、補償という先ほどリーダーは申しておりますけれども、そういう考え方はございませんし、向こうもそういう認識の上で、こういうことをやっているということを御理解いただきたいと思えます。

問（5） わかりました。市民の方々に明確にわかりやすく、また、これから疑念を抱かせることがないような説明をしていただくと、よろしくお願いたします。次に議案第50号の20ページ、商工会移転改修工事費1,199万3,000円について、でございますが、この改修後、商工会からきちんと市場

価格の家賃収入をもらうという理解でよろしいでしょうか。

答（市民生活） エコハウスに移転をされる商工会さんから、家賃というか料金をいただくかという御質問でございますけれども、賃料につきましては、先の総括質疑、今日の委員会でもありましたけれども、商工会さんが得も損もしないような方向でということで、現在、商工会と無料ではなく有料ということで調整をいたしております。以上でございます。

問（5） ありがとうございます。今、有償ということで、その辺りの答弁しできないのかもしれませんが、補償は補償でしっかりとするので、これからはきちんと、ここはきちんと市民の皆さんに説明できるような対応を、よろしくお願いいたします。例えば毎月10万円いただければ、10年でこの改修費1,200万円はペイできるので、市民の皆さんの税金でありますので、商工会さんといえども、市場価格に見合った家賃とするよう要望しておきます。次に、同じく議案第50号の8ページ、高浜小学校等整備事業の債務負担行為、52億500万円です。先日の総括質疑の続きでございますが、まず、平成28年3月15日号の広報に掲載されている高浜小学校等整備事業基本計画の校舎、メインアリーナ、サブアリーナの変更された面積を、それぞれ教えてください。

答（総務部） 個々の想定面積につきましては、これは入札における参考数値となりますので、この部分については、お答えを差し控えさせていただきたいと思いますが、市が要求水準書というものを定めております。これは市が求める構造、規模、必要最小限度の面積、機能、設備、備品、維持管理等の基準を定めたものでございます。その中で最低基準の面積として定めておりますのが、校舎につきましては廊下、階段、エレベーター、機械室等の共用部等を除き、約4,600㎡といたしております。体育館につきましてはアリーナ面積を850㎡以上とし、玄関、廊下、階段、トイレ、収納庫、機械室等の共用部等を除いて、約1,400㎡といたしております。ただいま申し上げました共用部等については、ここは民間からの提案を待ちたいと思っております。

答（市民生活） 先ほどの商工会さんがエコハウスを使うときに、市場価格10万円といったお話がありましたけれども、私ども一つの参考といたしまして、貸し館で今貸しておる、使用料及び手数料条例に定めた金額がございましたので、

そういったところも参考としながら、価格は交渉していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

問（５） ありがとうございます。校舎が 6,800 m²から 4,600 m²、メインアリーナが 3,500 m²から、ここがちょっと聞き取りづらかったですけれども、1,850 m²、1,400 m²。

答（総務部） メインアリーナにつきましては、約 1,400 m²といたしております。

問（５） メインアリーナが 3,500 m²から 1,400 m²、サブアリーナが 1,200 m²から 850 m²ということで大丈夫ですか。

答（総務部） メインアリーナにつきましては、アリーナの部分の面積を 850 m²以上にしてくださいと。その上で共用部等を除いて、1,400 m²としております。

問（５） サブアリーナは 1,200 m²から何m²になるのか、教えてください。

答（総務部） サブアリーナにつきましては、アリーナ部分の面積を 670 m²以上とし、廊下、階段、エレベーター、更衣室、シャワー室、トイレ、休憩スペース等の共用部等を除き、約 750 m²としております。

問（５） まとめると校舎が、6,800 m²が 4,600 m²、メインアリーナが 3,500 m²から 1,400 m²、サブアリーナが 1,200 m²から 750 m²ということでよろしいでしょうか。だいぶ小さく変更されておりますが、本当にスポーツ、ホール機能、避難所として大丈夫なのか。今一度確認させてください。

答（総務部） 3月15日号の面積は、共用部を含んだ面積でございます。ただいま申し上げましたのは、共用部の面積を除いた、市が求める最低基準の面積でございますので、これを一概に比較することはできませんけれども、3月15日から比べて、面積の圧縮等は検討いたしております。

問（５） このような変更があったにもかかわらず、その変更に伴い、全体がどのようなイメージになるのか。なぜ債務負担行為額が 52 億 500 万円になったかの説明を先日の総括質疑では、何度聞いても教えていただけませんでした。やはりこれから 52 億円という重大な議決をするわけですから、この金額等が妥当か妥当でないか判断できません。改めてお願いいたしますが、ぜひしっかり

と判断できるような御説明をよろしくお願いいたします。

答（総務部） 債務負担行為限度額でございますが、これは設計、建設、維持管理これらを含むものでございます。これらにつきましては、概略の施設計画に基づきまして、他事例の実績等を勘案して、金額を算出いたしております。また、市としての必要最小限度の条件と性能を明記した業務要求水準書におきましても、繰り返しになりますが、市が求める構造、規模、面積、機能、設備、備品、維持管理等の条件など、細かな水準を規定いたしております。この要求水準書につきましては、議会にも3月17日の公共施設あり方検討特別委員会で、そのポイントを御説明いたしますとともに、6月3日であったかと思いますが、直近のものをお配りさせていただいております。その内容を実施した場合の金額をベースにしておりますので、適正な金額であると考えております。

問（5） 52億円を積算した根拠があるわけですから、ざっと粗くてもいいので、建設費と維持管理費の内訳を教えてください。

答（副市長） 私、総括質疑でもおわびを兼ねながら、これぐらいの情報開示の中で議員の皆さんに御議決をいただくのは、大変心苦しいということは申し上げました。これも適正な入札を担保するために、工事費が類推できるような内容はもう控えるといったところでございます。今回、債務負担行為を御議決いただいたら、そのまま本契約までいくという内容ではございません。来年の3月議会には、本契約の御議決をいただくための説明を申し上げますので、ぜひその時点で御議論いただきたい。今回のものは、入札の公告前に債務負担行為が議決されていないと、前に進めないということでございますので、ぜひそのあたりを御理解いただきたいと思っております。

問（5） 副市長のおっしゃることはよくわかります。ただ、入札に影響するということでございますけれども、PFIを数多く行っている横浜市に確認したところ、債務負担行為の議決時に入札基準になるものではありませんとうたって、粗いですが建設費と維持管理費は議会に示しているという回答をいただきました。改めて伺いますが、他市等にもしっかりと事例等を聞いて、物事を進めているのか、確認いたします。

答（行政） 私どもも他市の事例を聞かせていただく中で、今回の債務負担行

為に臨んでということで、御理解をいただきたいと思います。今、横浜というお話がありましたけれども、私どもが確認したところでは、そういったところは議会でも申し上げていないという話も聞いております。

問（５） 高浜市には高浜市のやり方があるのですが、議会や市民にどうしたら理解していただけるかとか、どのように説明したらわかりやすいかという観点が出てきているように感じます。厳しい言い方になるかもしれませんが、本当にこのままだと市民不在の行政になりかねません。そこで、もう３点お願いがございます。１点目は、一連の複合化の計画は、行政が自分たちの都合のよい進め方をしているのではないかという懸念がぬぐえません。よって市民の皆さんを中心に考え、議会における説明責任を果たすよう今後改善を求めます。２点目といたしまして、52億円の中身の説明もなしでは、我々議会も判断はできかねますので、もっと他市の事例等も研究して、説明できない理由を探すのではなく、説明する方向で進めていただくよう改善を求めます。最後に、先ほどの広報に掲載された内容が変更されておりますので、しっかりと変更された点については、速やかにどんな形でもいいので、市民の皆さんにお伝えするよう改善を求めます。この３点をぜひ今後改善してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

答（総務部） まず３点目の３月15日号の広報の変更ということでございますけれども、これは、こども園を整備事業の中で行うというような広報内容になっておりましたけれども、そういった変更点につきましては、なるべく近い時期の広報でお知らせをしていくということで考えております。２点目の52億円の中身ということでございますけれども、先ほど行政グループリーダーが申し上げましたけれども、私どもも複数の市で聞いております。そういったところはやはり、入札の参考数値になるということで、その内訳についてはお示しをしていないということでございます。１点目の、一連の複合化計画の都合のいい進め方ということでございますけれども、公共施設の総量圧縮ということは、基本的な市の方向性として定めているものでございます。これからの公共施設のあり方は、１施設１機能という考え方ではなくて、なるべく複合化して、併用して使えれば、それは使い方として望ましい使い方ではないかと思っております。

ます。そういった方向性に沿いまして、進めてまいりたいと考えております。

問（５） 真剣な回答ありがとうございます。副市長にお伺いしたいんですけども、１点目、２点目、こちらは今後改善を求めていく内容であります。ぜひ検討をしていただきたいのですが、どうでしょうか。

答（副市長） ちょっと今、１点目、２点目のところが、私どもが好き勝手に公共施設の統廃合を進めているというところの部分かなと思いますが、一つ、本当に申し上げておきたいのが、最近ある大学が高浜市の将来の推計してくださいました。2040年までに、2010年と比較して、10%人口は増加します。しかしながら、生産年齢人口は10%減少します。これは何を意味するのかというと、社会保障費は10%伸びて、税収は10%減少するということになるんですね。地方交付税制度がどうなるかわかりませんが、そのように将来的に税収が先細る可能性がある中で、今やっておくべきことがあるんだらうということでもあります。そのためには、一時的な圧縮のための費用は決して少なくない額がありますが、今は体力がありますからやれます。やれる時期に将来を見据えてやらせていただきたいというのが、私どもの思いでありますので、よろしく願いいたします。

意（５） ありがとうございます。本当に高浜市がよくなるように進めていただきたいんですけども、今まで厳しいことを申し上げてまいりましたが、一方で、この債務負担行為の議決がなければ、前に進むことができないという現実があり、私としても子供たちの教育の場の学校建設事業の遅れが出てはいけないという思いもありますので、先ほどの３点はしっかりと改善していただくことを強く要望いたしまして、質疑を終えたいと思います。

委員長 ほかに。

問（６） 私も、議案第50号の高浜小学校の整備事業の債務負担の件で1点お伺いします。6月1日のときにいただきました、高浜小学校整備事業特定事業の選定についてということで、その2ページから3ページ、そのところに財政負担見込額算定の前提条件というのが書いてあります。私、PFIの期間を15年、それから20年、そういったことを申し上げましたのは、このところで、資金調達に関する事項ということで、本市が自ら実施する場合、地方債

の償還期間は20年、元本据置が3年で、元利均等償還年2回、そういった数字が書いてあります。それから、PFI事業として実施する場合、民間金融機関の借入金で償還期間が15年、元利均等償還年4回、そういった数字で出されておるわけですが、下のところを見ますと、財政負担額が、本市が自ら実施する場合が47億9,300万円、PFI事業として実施する場合が、46億9,400万円、こういった数字が出ております。それで、債務負担行為は52億500万円。そうしますと、実際に市が財政負担の比較をした数字からいきますと、市が自ら実施する場合が、47億9,300万円ですので、52億500万円と比較しますと、4億1,200万円、債務負担額が多くなってございます。それから、PFI事業でやった場合、46億9,400万円ですので、52億500万円と比較しまして、5億1,100万円債務負担額が多くなってございます。その数字の差額というのは、どういう数字でしょうか、教えてください。

答（総務部） 国の、この特定事業を選定する場合には、どれぐらいのバリュエーション・フォー・マネーが出るかという定量的な評価と、そのほか定性的な評価を合わせて総合的に判断することとされております。国のガイドラインでは、その比較をする場合に、現在価値に換算して比較をするということが定められております。この現在価値に換算するとはどういうことかといいますと、今回15年にわたる事業でありますので、例えば現在の1億円と10年後の支払い、15年後の支払いの1億円というのは、時間的経過によって価値が異なる場合がございます。その2つの価値を比較する場合に、10年後の例えば1億円が現時点でいくらになるのかという換算が必要で、その換算にあたって用いるのが割引率ということで、今回の前提では2%を用いております。そうした国のガイドラインに沿って、将来発生するだろう費用を現在価値化した場合に、3ページの資料、市が自ら実施する場合とPFIとして実施する場合の金額がございまして、現在価値化した場合との金額の差であるということで、御理解いただきたいと思っております。

問（6） ちょっと私、理解ができませんのであれですが、例えば単純にいうと割引率が2%として計算した場合ですね、50億円で、2%で1億円、違いませんか。

答（総務部） 今回の52億円を、例えば1期の工事のときは、まとめて支払いをします。2期工事のときも、ある程度まとめて支払いをします。今回、市が直接行おうと思うと、相当額の基金の取り崩しが必要になりますので、この部分は民間が借り入れてもらって、市はそれを先ほどの条件で言いますと、15年の支払いで平準化して返していくと。そうすると、年度ごとの支払いがあります。その年度ごとの支払額を、割引率を用いて現在価値化した額で比較をするという方法で行っておりますので、PFI事業として実施する場合の46億9,400万円と、市が実施する場合の47億9,300万円は、その金額の累計ということで、言っている意味を御理解いただければと思います。

問（6） ちょっとよく理解できません。もう1回言わせていただきますと、この47億9,300万の中には、財政負担の主な内訳ということで、地方債の償還に要する費用というのは、これは入っているわけですよね、違いますか。

答（総務部） 入っております。

問（6） これが入っているんでしたら、52億円の債務負担で実際に事業費が入っているのが、47億9,300万、これが、市が設定したやつですよ。そうすると、その時点で4億なんぼの差があるじゃないですか。この差額について聞いておるわけです。

答（総務部） その差額を先ほどから御説明をしておりますけれども、市が自ら実施する場合を想定するといくらかかるのか、PFIでやるといくらかかるのか、その総額を支払いは年度ごとに10数年にわたって払っていきますので、その将来の支払額を割引率を用いて現在価値化すると、いくらになるかということの累計額で比較をしておりますので、その差だということで御理解いただければと思います。

委員長 質疑の途中ですが暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時29分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

問（6） 時間も大変押しておりますので、納得はできませんけれども。最終的に事業がきっちりしましたら、きちっとまた明細については出していただくようお願いいたします。よろしいでしょうか。

答（総務部） 事業契約の段階になりましたら、建設費、維持管理費といった契約金額の内容については、お示しをしていきたいと考えております。また具体的な施設ごとの金額となりますと、これは事業者との契約締結後に設計がスタートいたしますので、実施設計が終わって費用が確定した段階になれば、お示しをさせていただきたいと考えております。

問（6） 了解いたしました。

委員長 ほかに。

問（13） まず一つですけれども、VFMが数字で2.1%ということで、期間的にも長いものですから。これはただ、VFMを計算する時期があると思うんですよ。今回の場合は、事業者が決まる前の計算値だということですので、決まってから、いかにそれを出せるかというところにかかってくると思うんです。ですから、定性的なメリットというものを、しっかりと評価をすることが大事なかなという気がします。通常ですと、10%くらいあるというか、目指すというかというような話も聞いたことがありますので、そこのところというのをきちんと判断をするような部分というのを、まず構築していただきたいと思います。これは要望ですので、答弁は特段ありませんけれども。

それで、一つ私が思うのは、戻って申し訳ないですけども、商工会の移転改修工事費ですとか、物件移転補償費というものが、事業別で出てくると、款、項、目で言うと、例えば款で言うと衛生費になりますよね。実際、これは確かにエコハウスをいじっているんですが、衛生費かというと思うんです。例えば今年度28年度の当初予算が一般会計予算でいうと140億のお金を使ったときに、将来、これを見返したときにこの年度の衛生費は何%でしたかと思っただけには、これがもう入っちゃっているわけじゃないですか。これは、非常にわかりにくい話ではないかな、という気がしてならないんです。ですから、当初予算ではないもんですから、今さらというところがあるのかもしれませんが、例えば総務費の中に別項目で公共施設に関する部分のものを横串に

刺せるような項目を設けていただくとか、あるいは今年度でいうのであれば、決算時にきちんと横串に刺した形の決算がわかるようなものを出すとか、さまざまな方法が考えられると思うんですけれども、そこに関しては考えを持っていただけるのか。もしやれるなら、どういう形のことが想定できるのか、お答えをいただけないかなと思います。

答（財務） 現在の予算書等の制度といいますのは、歳出につきましては、行政目的にしたがって区分しなければならないと自治法で決められておりますので、やはり予算書等におきましては、款、項、目は行政目的に沿って計上していくということで、議員おっしゃられるように、公共施設の関係が非常にわかりにくい、点在してしまうという状況になります。

我々といたしましても、公共施設マネジメントに関わる財政負担というのは、一番大事な部分ととらえておりますので、全体像をわかりやすくお示しする方法を検討してまいりたいと考えております。公共施設マネジメントにかかる経費といいますのは、どのようなものを定義して、何を対象とするかという整理しなければならない課題もいくつかございますので、そこらあたりを整理しまして、例えば、決算の段階でいきますと、主要成果説明書の中に公共施設のあり方事業がありますので、参考資料として、そこに全体をまとめたものを掲示させていただきだとか、あと別に参考資料でお示しするだとか、そのような方法をとっていきたいと考えておりますので、またお知恵のほうもいただきながら、検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

問（13） ありがとうございます。ぜひ御検討いただきたいと思います。今までもそうだったんですけれども、例えばきょうの、この前の議案でもそうですが、青少年ホーム跡地利用の部分というのは、これは直接的ではないですけれども、実質はそのために使うお金じゃないですか。そういったものも当然あるわけですし、ハコモノであれば、そのハコ自体にどれだけかかっているのかということ、そういったものというのは今の時代ですから、市民の方々も非常に興味を持たれて、求められる部分でもあるんですよね。我々に、これってどれぐらいかかっているのみたいな話は、多々あるんです。そういったことを含めると、やっぱりもう少し上手に、それを我々がとらえやすいスタイルを検討し

ていただいて、こちらで話をするというよりも行政の方々がその道のプロなんですから、そういったものを自分たちもそれで説明がしやすくなるはずだと私は思うんですよ。ぜひそういうところを御検討いただきたい。これをお願いしておきたいと思います。以上です。

答（市長） 建設的な御意見ありがとうございました。私どもも、議会の中で御審査いただく中で、できるだけ皆さま方が、また市民の方に御説明するのに足るような、そんな材料を提供する必要があるなと思っております。ただ、PFIの事業といっても、やっぱり入札を伴います。仮に、例えば公共施設の普通のやり方をやったり、公共事業をやる場合において、その見積もりを、全部提示をして、入札をするなんてことはありません。その部分は、今回は要求水準書の中に盛り込まれております。こういうのをやると、どれだけかかるよという見積もりをした上で金額が出ています。そう御理解をいただければ、何も私どもが何かを隠しておるとかいうことでは全くないということが、おわかりになるんじゃないかなと思います。

また、バリュー・フォー・マネーの比較は円とうたってありますが、これは、そのバリュー・フォー・マネーを出す算式での指標のようなものでして、あそこにくらか何かを積み上げて、元の金額が出るものではありません。もしそれが出れば、またそれは金額の類推につながるものですから、そうならないので、指標といっちはいけません、比較をするための数字、現在価値化したときの数字だとお考えをいただきたいと思います。

最後に、皆さんが市民の方に説明をしていただきたいという思いは、我々は議会の皆さんと一緒に、高浜市の今後の将来のあり方、これは公共施設のことだけをいっているわけではなく、これをやる上で、当然住民サービスにも大きな影響が出ます。そういう中で、住民の方に御意見をいただくところ、そして議会の皆さんに御議決をいただくところ、そういうところを考えながら、御説明、御意見等を頂戴しているわけです。

よく「大家族たかはま」という言葉が出されます。「大家族たかはま」を意識しているのは、私どもももちろんであります、議員の皆さんもそうであって、皆さんも住民の代表であります。だから皆さん方もそういう意味では、我々

もきちんと情報を提供して、皆さんが住民の方に御説明しやすいような形をとりますので、ぜひ住民の方にも、この中で御理解をいただけた部分に関しては、お伝えを願えないかなと思います。我々も全ての市民の方に全部を説明するようなことはできませんし、それでは、議会運営上、これは支障をきたすようなことにもなります。ぜひ御協力をいただくことをお願い申し上げたいと思います。

問（7） 私は、今の市長の考え方は正しいと思っていますけれども、そもそも基本的なことを少しお聞きしたい。なぜこの追加補正で、市の一般会計の140億の3分の1以上の債務負担が出てくるのか。本来は当初予算から出てきたほうが、本当は予算的な関係では、私は筋だと思っておるんですけれども。市役所の場合でも、確か追加で出ておるんですけれども、基本的にある程度きちんと決まってから、本当は当初予算で、これがわかっておることだとは思いますが、今後とも、例えば次の大改修だとか、これからの教育関係の統廃合だとか新設の工事も出てくるんですけれども、なるべく当初予算でこういった大きな金額は、債務負担でも出していただきたいと要望しておきます。もし説明があれば一言、よろしくお願いします。

答（総務部） この事業は、7月上旬に入札公告をすることを予定しておりますので、その際に債務負担行為額を設定する必要がございました。そうした中で、要求水準書の詰めに、ぎりぎりまで時間がかかりました。その詰めをもう少し時間をかけて、その直前まで、ということで7月臨時会という選択肢も全くなかったわけではございませんけれども、そういたしますと、審議日数が1日に限られてしまいます。本来、当初からお出しできればよかったですけれども、総括質疑までにお出しすれば、総括質疑と委員会ということで、2日間にわたって御審議いただくことができますし、また、その必要性もあるということで、追加ではございましたけれども、提出をさせていただきました。御理解いただければと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第 50 号の質疑を打ち切ります。
以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。

《採 決》

① 議案第 49 号 平成 28 年度高浜市一般会計補正予算（第 1 回）

起立多数により、原案可決

② 議案第 50 号 平成 28 年度高浜市一般会計補正予算（第 2 回）

起立多数により、原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

2 報告及び連絡事項

委員長 本日、報告及び連絡事項はありません。

3 協議事項

委員長 本日、協議事項はありません。

4 その他

委員長 初めに、私から1点お願いします。次回の公共施設あり方検討特別委員会については、7月13日、午前10時より開催しますので、よろしく願いいたします。それでは皆さんの方で、何かあれば願います。ないようですので、市長挨拶。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前11時43分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長